

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日と  
あたる日  
が翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 保 険 医 療 機 関 等 の 指 定 ( 保 険 課 )

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十七条第一項に規定する業務を行う者の指定(職業安定課)

土地改良事業計画の変更の認可(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

### ◇ 告 示 林 業 改 良 指 導 員 資 格 試 験 の 合 格 者 ( 造 林 課 )

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百九十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森 医 院	岩美郡国府町大字糸谷一一一五	昭和六十二年十一月十四日
横川 歯科医院	境港市元町一八〇〇	昭和六十二年十一月六日
富永産婦人科医 院	米子市日原八〇七	昭和六十二年十一月十日
涌 谷 医 院	西伯郡日吉津村大字日吉津四 三六一一	昭和六十二年十一月二日
木本 歯科医院	倉吉市昭和町一丁目一七四	昭和六十二年十一月四日
伊 藤 歯 科 医 院	鳥取市栄町四〇一本通ビル三 階	昭和六十二年十一月十五日
三 宝 薬 局	鳥取市扇町五七一	"
常 田 調 剤 薬 局	鳥取市西町三丁目一一〇	"
佐々木歯科医院	鳥取市商栄町一五六一三	昭和六十二年十一月六日
イッシン薬局	米子市富士見町二丁目二二七	昭和六十二年十一月二日

鳥取県告示第八百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次とのとおり告示する。

昭和六十二年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吉田 弘太郎	鳥国医第三、六四一号	昭和六十二年九月二十九日

鳥取県告示第八百九十六号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十六条の規定に基づき、次の者を同法第四十七条第一項に規定する業務を行う者として指定したので、同法第四十八条において準用する同法第二十四条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日

社団法人倉吉市  
シルバー人材セ  
ンター

倉吉市葵町七二

倉吉市葵町七二

昭和六十二年十月  
三十一日

鳥取県告示第八百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）清水・橋地区區画整理）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年十一月六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和六十二年九月十日 鳥取県指令受都計三一二第十一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木八六八

有限会社第一住宅

代表取締役 佐藤康彦

公 告

昭和62年10月20日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和62年11月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

山 谷 和 塩 坪 田	成 真 桂 和 裕 之	久 吾 一 議 明	西 今 金 前 竹 小	山 澄 田 田 内 棟	嘉 瀬 利 浩 善 重	寛 之 行 一 信	金 上 佐 々 木 高 廣	子 月 戸 明 隆 仁 優 祐	修 光 一 則
-------------	-------------	-----------	-------------	-------------	-------------	-----------	---------------	-----------------	---------

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会

を次のとおり開催する。

昭和62年11月10日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

(2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

(3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
種 別	昭和62年12月8日	米子市権町一丁目151	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取県米子警察署会議室	
経 験 者 講 習	昭和62年12月11日	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取県庁県議会第18会議室	

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 2時間30分
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手續  
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 1,500円
  - (2) 納付方法  
受講申込みの際(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 携行品  
筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)